

主観性現象描写文と客観性判断判定文―仁田論の検討から―

今村 翔平

一、はじめに

言語をコミュニケーションツールとした時、表現された発話には発話者の主観的判断が含まれている。通常、発話には単なる現象のみでなく、発話者の意図、判断、心情や考えなどの自己表現が含まれている。発話の相手である聞き手の存在を想定しない発話であっても、思考の過程や結果であれば、そこには主観性を認めざるを得ない。視覚や聴覚を通して捉えられた事態を言語表現化した発話も、発話者の認識によるものであることを考えれば、主観性が認められる。

しかし、聞き手を想定した会話での発話と、そうでない発話では、含まれる主観性の濃度が大きく違うことも明らかである。以下は仁田義雄（一九九二）の例文である。

(1) 「つまらん心配はしないで早く行け。」(二四頁)

(2) 「もしかしたら、そいつは父親じゃないかもしれないな。」(四二頁)

(3) 子供達が運動場で遊んでいる。(三七頁)

仁田によると、(1)は〈働きかけ〉の文、(2)は〈述べ立て〉の文の「判断判定文」、(3)は〈述べ立て〉の文の「現象描写文」である。これらの分類は、発話者の発話・伝達的態度に着目しているため、発話者の主観的判断の濃度を指し示すものとしても扱われている。この3つの例文では、(1)(2)に発話者の主観的判断が色濃く表れ、(3)では主観性が薄く、代わりに客観性(仮に「事実性」としておく)が濃い。つまり、それらのタイプ分けは、文における主観性及び客観性の観点を仕切って分類化しているものである。

しかし、(2)のような判断判定文と、(3)のような現象描写文の間に、どちらとも言いにくい文がある。仁田も

その点について触れている。

・典型的な判定文・典型的な現象描写文が存するとともに、その中間的な存在が有るのもこれまた事実である。

(四二頁)

その「中間的な存在」として挙げられているものには、以下のようなものがある。

(4) あつ、荷物が落ちる。(三六頁)

(5) 私は日本人だ。(四二頁)

これらの文を見ると、(4)は現象描写文の形式をとっているが、近接未来の推定文であり、発話者はまだ起こっていない事態を状況から推定している。前掲の現象描写文と比べると発話者の主観的判断が認められる。反対に(5)は、判断判定文と比べると内容が事実に基づくことから発話者の主観的判断を映し出した印象が薄い。

本稿では、こういった現象描写文と判断判定文の中間的な文に着目し、仁田義雄の問題提起を承け、その論述をたどることで、更なる進展をはかるものとしたい。

二、現象描写文と判断判定文

仁田義雄(一九九二)は、発話・伝達のモダリテイの下のタイプの次のように分類した。

①働きかけ：〈命令〉〈依頼〉〈禁止〉〈誘いかけ〉

②表出：〈意志〉〈希望〉〈願望〉

③述べ立て：〈現象描写文〉〈判断判定文〉〈疑いの文〉

④問いかけ：〈判断の問いかけ〉〈情意の問いかけ〉

また、文の構造が、「言表事態」が「言表態度」に包まれている階層構造になっているとし、次のように述べている。

・言表事態は、言表事態の中核である命題核、さらにヴオイスやアスペクトやみとめ方やテンスなどによって形成されている。テンスは、言表事態と言表態度との分水嶺的な存在である。言表態度を形成するのがモダリティと丁寧さである。(二八頁)

これを踏まえると、言表事態を発話する際に最も言表態度の層が薄くなり、モダリティの表出が少ないと考えられるタイプが現象描写文であることは容易に推定できる。つまり現象描写文は、発話・伝達のモダリティの中で最も言表事態の「ありのまま」に近い(文の客観性を「事実性」と捉えるのはそのためである)。一方、判断判定文は、言表事態に対する発話者の言表態度抜きには成立し得ないものである。しかし、仁田は「現象描写文と次に述べる判断判定文は、決して切り離されたものではなく、繋がっていくと

ころを有している存在であることを認めておくことが必要になる。」(四〇頁)と述べており、現象描写文と判断判定文が不可分であることも述べている。本稿の関心は、極めて微視的であるが、その不可分の領域にある。

判断判定文と現象描写文の区別は、以下の通りである。

【現象描写文の特徴】

- ・ 題目を持たない無題文である。
- ・ 格に由来する名詞は、原則的に三人称者を指示している名詞に限られる。
- ・ 推量系の判断のモダリティが存在・分化させない。
- ・ テンスの存在・分化がある。

【判断判定文の特徴】

- ・ 判断判定文は通常題目を有している。
- ・ 格に由来する名詞は、一人称、二人称、三人称の名詞のいずれも容認可能である。
- ・ 推量系の判断のモダリティを加えることができる。
- ・ テンスの存在・分化がある。

これら両者の特徴は、文法的・形式的な面から見たものである。そして、その一面性によって、これらの特徴にう

まく乗らない中間的な文が存在することになる。しかし、文の主観性・客観性を内容の面から見れば語用論的な分析が必要となり、それらの文の規定そのものが散漫になりかねない。両者の区別にあたっては、野田尚史(一九九六)の網羅的論述にも見られるように、文法的・形式的な面から話めていかなければ、文自体が持つ主観性と客観性について見つめることはできないであろう。その点で、上記の特徴は明確に典型を表している。

三、現象描写文の領域

三・一、真正現象描写文

現象描写文の典型として仁田が挙げる例文は、以下のようなものである。

(6) むかし、山ん中に一人の木樵りがいた。(三六頁)

(7) 向こうからお嫁さんがやってくる。(三六頁)

(8) 子供達が運動場で遊んでいる。(三七頁)

いずれの文も無題文である。格の名詞は三人称名詞であり、推量系の判断のモダリティは無く、前述の特徴の通りの文である。(6)は過去の状況を述べたものであるが、内容上に発話者の加工は見られない。発話時において過去

の事態を語ることは「現象描写」であることを妨げるものではない。つまり、これらが極めて客観性の濃い文であることは明白である。発話者の認識には一切の推量や他者への働きかけの意思、あるいは発話者独自の感想などが付されておらず、まさに発話において現象を描写しただけの文といえる。具体的な事柄が発話者の認識のフィルターを通じて言語化されている過程を考えても、これらの文は客観性が濃いものである。

こういった文を「真正現象描写文」として、文における主観性から客観性に至るまでのグラデーシオンの中で客観性の側の最端に位置するものと扱う。ただし、最端といっても、理論的にその客観性には程度の幅を認めておく必要がある。

三・二、近接未来の文

現象描写文と判断判定文の区別において中間的な文とは、仁田によれば、以下のようなものである。

(9) あっ、荷物が落ちる。(三六頁)

これは近接未来の文であり、発話時にはまだ起こっていないことが内容となつている点で、先に挙げた真正現象描写文と異なる。この文について、仁田は以下のように考察

している。

・「あっ、荷物が落ちる。」といった文を近接未来の徴候を表す現象描写文であるとした。ただ、この文の描き出している言表事態そのものは、話し手の回りに存在したり存在していたりする現象ではない。存在しているのは、荷物がガタガタ揺れているといった落ちる一歩手前の状況である。したがって、「あっ、荷物が落ちる。」は、そういった状況から引き出された状況陰題の判断判定文であるということもできるものと思われる。(三九頁)

つまり近接未来の文は、現象描写文としての典型から離れている。ただ、眼前の現象を、主観的加工を加えずに言語表現化するという現象描写文の基本的な発話からみて、眼前の「徴候」を描写しているというのは、取り敢えず、現象描写文と判断判定文という両者のうちで分類するならば前者の方で、ということになる。

しかし、徴候の描写をしようと思えば、「あっ、荷物が落ちそうだ。」「あっ、荷物が落ちるだろう。」のように推量系の判断のモダリティがついた方が「徴候を描写する」に直接的である。こういった文をどう扱うかは後述するが、それらは(9)の文とかなり近い。そうなると、敢えて推量系の判断のモダリティを付けずに発話する必要性につい

て考えなければならぬが、それには次のような理由が考えられる。

I 突発的で状況の変化が激しいため、発話時間を短くする目的。

II 「ソウダ」「ダロウ」やよりも実現可能性の高い状況であるため、断定的に発話される。

I の場合、発話者の認識的なところには推量の判断があるのだが、事情によって言語化されていないことになる。したがって、その文は発話者の推量を、言い換えればその後起こると想像された未来を、表現しているということになり、その点で推量のモダリティを付加した文に等しい。II の場合は、実現可能性が確実であるということにより発話者の想像とはいえず、推量とはいえないことも考えられるが、未来の言表事態は、いかに実現可能性が高くとも必ず発話者の想像を通して表れるものである。つまり近接未来の文は、発話者の推量が必ず含まれると考えられる。

蒋家義(二〇〇八)では、次のように「推量」を定義している。

・先行研究における「推量」の定義を心的過程と心的状態の概念で修正する。すなわち「推量」とは想像や思

考という高次の心的過程を経て新しい情報を生じさせ、且つその情報に対して不確かな心的状態を抱くことを表すものである。(四一頁)

近接未来の文は、現象描写文の特徴である「推量系の判断のモダリティを存在・分化させない」というところにはないとすべきであり、「心的過程を経て」おり、「心的状態」を表しているので主観性が濃い。

近接未来の文は、形式的には断定的で真正現象描写文の特徴を踏まえながらも、実際には発話者の推量を含んだ文と見なすべきものである。仁田によっても、「ひとまず」(従来)現象描写文に入れておく指摘されている。本稿では、形式的に現象描写文の姿をとりながらも推量の要素を持ち、真正現象描写文よりも主観性が濃くなっている文を「主観性現象描写文」とする。近接未来の文はその一つである。

三・三、状況推定の文

前節の主観性現象描写文には、次のような状況推定の文もある。

(10) 庭で猫が鳴いている。(作例)

(11) 目玉焼きが焦げる。(作例)

(10) は、発話者が屋内にいながら、庭の方から猫と思われ鳴き声が聞こえた時に発話される文、(11) は、フライパンの上で目玉焼きが焼かれているが、その加熱時間や状態、焦げ臭さから、加熱しすぎて焦げそう、あるいは焦げていると判断される時に発話される文を想定している。

どちらも、発話者が現況から自身の耳目に届かないところまでを推察して表現している状況推定の文である。そこには推量の要素があり、近接未来の文のように現況から直後の未来の状況を感じとり、その未来の状況を描写するあり方と似ている。状況推定の文も、形式的には現象描写文であるが、真正現象描写文との比較の上では主観性が認められる文であるということで、主観性現象描写文の一つとする。

三・四、確認用法の「だろう」「でしょう」を含む文

前掲の近接未来の文・状況推定の文は推量の要素が関わっていたが、それとの関連で述べたい。

(12) ほら、雨が降っているだろう。(三八頁)

仁田は、このような「だろう」が推量といった言表事態めあてのモダリティに関わるものではなく、聞き手への確

認要求・念押しといった発話・伝達レベルに関わるものであることを述べ、しかも「現象描写文の言表事態めあてのモダリティが、〈待ち望み〉といった情意的なものでないことは確かなところである。」(三九頁)とも述べている。

(12) は「雨が降っている」ことが発話者の推量によるものでなく、発話者は眼前の現況を描写しながら聞き手へと確認しているものである。その点では單純に主観性現象描写文とはし得ず、真正現象描写文が働きかけのタイプへと変質したものとすべきであろう。

「だろう」や「でしょう」については、張惠芳(二〇二二)が会話のデータを分析して四つの用法を見出し、それらの用法上の違いを考慮する必要がある。それらは、まず大きく分けて「推量用法」と「確認用法」に区別される。「推量用法」のものは、確実に、後述する判断判定文の領域にある。「確認用法」は更に細かく分かれて「推量確認用法」と「認識喚起用法」となるが、これは奥田靖雄、田野村忠温らによって提唱されてきたものである。張は「確認用法」の中にもう一つ「念押し確認用法」があることを指摘しているが、それらの各用法は、話し手と聞き手それぞれにわたっての言表事態の確実性により、以下のようにまとめられる(三五頁)。

〈推量用法〉 話し手…不確実 聞き手…不確実

〈推量確認用法〉 話し手…不確実 聞き手…確実

〈認識喚起用法〉 話し手…確実 聞き手…不確実

〈念押し確認用法〉 話し手…確実 聞き手…確実

それぞれの例文は以下の通りである（張による）。

〈推量用法〉

「ほりきり、やめようねとか言つて」

「ほりきり、わかりにくいでしょう」

「大体、ほら、私たち、知らないから」

「うん」(二三頁)

〈推量確認用法〉

「子供のほうがちっちゃい子が」

「T君でしよう?」

「うん」(二三頁)

〈認識喚起用法〉

「後、ほら、東京も意外といろいろのものがあるでし

ょう?」

「うん」(二三頁)

〈念押し確認用法〉

「年もそんなに変わらない?」

「十歳違うんです」

「うん、十歳でしよう?」(二三頁)

このうち、認識喚起用法のガ構文「後、ほら、東京も意外といろいろのものがあるでしよう?」は前掲(12)に近いので真正現象描写文が働きかけのタイプに変質したものと扱うことにしたい。念押し確認用法はガ構文の形式になるので分析できないが、推量確認用法については、「子供のほうがT君でしよう?」で考えると、見た目から明らかにT君であると判断しながらも、推量形式により聞き手に確認しているものであり、このように名詞述語文の場合は判断判定文の領域（ひとまずは真正判断判定文の働きかけタイプとしておく）とすべきであるが、「(腹が鳴って)おなかですいてるでしよう?」のような動詞述語文では主観性現象描写文の働きかけタイプとしてよいだろう。このように確認用法の「だろう」「でしよう」を含む文は(述べ立て)の文からの変質タイプと考えるべきものである。

三・五、評価に相当する副詞を含む文

仁田は、次の二つの文を現象描写文に分類している(傍

線筆者)。

(13) わずかに風が吹いている。

(14) ワァー、空がとても青い。

どちらも無題文であり、推量のモダリテイを含まず、格は三人称であるという点で現象描写文としての特徴を踏まえている。しかし、(13)の文では「風が吹いている」、(14)では「空が青い」という言表事態が、発話者にとって「わずかに」「とても」と評価されていることを表している。この発話に聞き手がいることを想定した場合、聞き手は「わずかに」「とても」の表現に発話者の主観性を感じるであろう。結果的であつても、発話者の評価に相当する副詞というものは、事態がほぼその通りであつたとしても、(言表事態めあてのモダリテイ)として機能するのはなからうか。

副詞がモダリテイとなるかという問題は、小矢野哲夫(一九九七)において「まるで」を例に次のように考察されている。

・本稿で特に問題にしたいのは前記の「比喩」の意味で、あるいは文法用語としての「比況」の意味で使用される副詞「まるで」である。「比喩」という用語は通常、表現、理解といった、どちらかと言えば文法になじみにくい概念で使用されるが、決して文法外

の概念ではない。「比況」と言おうが「比喩」と言おうが、本質的には差異のない概念であるが、文法用語の通例にしたがつて「比況」と称することにする。

「比況」とは、話し手をとりまく現実(外的現実・内の現実、レアルな現実・非レアルな現実)を描くにあつて、その現実を直接的に切り取つてそのまま描くのではなく、異種または同種のモノやコトやサマを「例示」して、同種のモノやコトやサマとして認める判断である。この判断は、話し手の立場からなされる、という意味で、個人的、主体的であり、したがつて、モダリテイの要件を持つている。(三九頁)

副詞に「話し手の立場からなされる」ことが確認できれば、その副詞はモダリテイとして認め得る。「話し手の立場から成される」ということは、話し手の主観性を含むことに他ならない。

(13)(14)の例文に立ち返つてみたい。(13)の「わずかに」は「風が吹いている」という現象が発話者にとつては程度の低いもの、発話者が感覚を通して評価するにはわずかなものだったということである。発話者以外の人物が「わずかに」と評価するかは確定できないことであり、この「わずかに」は「話し手の立場からなされる」ものと認めてよい。(14)の「とても」も同様で、空の青さは発話者の認識と

して評価されたものと考えることができ、このとき、これもモダリティと認められる。

これらの副詞の使用は、発話者の立場を強く反映しており、真正現象描写文とは違いが出てくる。このように「話し手の立場からなされる」ことでモダリティと認められる副詞を伴う現象描写文も、主観性現象描写文の一つとする。なお、そのようなモダリティの観点から副詞全般をどう扱うべきかは別途考察すべき問題であろう。

四、判断判定文の領域

四・一、真正判断判定文

仁田は、判断判定文について次のように規定している。

・判定文は、描かれている言表事態に対する話し手の推し量りの確からしさが断定であれ推量であれ、言表事態の内容である判断内容が成り立つことについての話し手の判定を下したものである。(四二頁)

そのように「話し手の判定を下したもの」であれば、その文の主観性は確かである。次掲の(15)(16)(17)のようなもの、本稿では「真正判断判定文」とする。真正判断判定文の形式的特徴は題目のあるハ構文ということであ

る。

(15) 私は本会の代表理事です。(四二頁)

(16) 美樹は常識家だった。(四二頁)

(17) 彼女はそれほどハリーを愛していない。(四二頁)
もちろん、これ以外にも、述部に「だ」「だろう」「にちがいない」など判断のモダリティがあるものは、文の形式を問わず、真正判断判定文である。

四・二、転位陰題文

転位陰題文は、述部が題目を表すとされるガ構文である。

(18) 八木がキャプテンだ。(＝転位陰題文)

(19) キャプテンは八木だ。

どちらも同じ言表事態を表しているが、(18)は(19)での題目に当たる「キャプテン」が転位によって述部になっている。前述の通り、判断判定文の特徴は「通常題目を有する」というものである。判断判定文の構成上、何を題目として選択するかという言語化活動は、話し手の判定を下すために不可欠なものであり、題目として選ばれたものは「は」により題目であることが明示されて発話される。しかし、転位陰題文は、ハ構文であれば題目となるものが構文の述部にあり、明確な題目提示の様態にはないもの

である。つまり転位陰題文の題目は明示的でなく、典型的な真正判断判定文とはし得ない。

ただ、転位陰題文は典型的には「〈名詞〉が〈名詞〉だ」の形式となり、また推量系の判断のモダリティが加わる場合などもあり、助動詞「だ」「だろう」などの主観性がしつかりと明示される。前掲の真正判断判定文との違いはハ構文でないことであり、判断判定文であることは紛れもない。そこで本稿は、これを「題目潜在型真正判断判定文」とする。

四・三、状況陰題文

仁田によれば、状況陰題文とは次のようなものである。

・(20) これから私がピアノを弾きます。

を、パーティの会場で私が立ち上がって発したとしよう。(20)の文は、何ら題目に当たるような部分を有していない。表に現れた表現形式の上では無題である。

しかし、立ち上がるといった動きに対して、ピアノを弾くと述べているのであるから、意味のあり方からして、眼前の状況を描写するような現象描写文ではありえないし、他のタイプの現象描写文でもない。(20)の文は、誰がピアノを弾くのが問題になっているよ

うな状況でもなく(もし、そういった状況であれば、(20)の文は「私ガ」に「ガ」に強調が置かれ、「コレカラピアノヲ弾クノハワタシデス。」の転位陰題の文である。「私ガ行キマス。」などはこの転位陰題の文である)、自分が立ち上がったといった状況を題目にした解説部分、したがって、状況陰題の文になっている。(二〇頁)

状況陰題文は、前掲の転位陰題文と異なり、発話時の状況が題目となるもので、発話者が文の題目として発話時の状況を選び取ったという主観性があるというものである。しかも表現形式上は無題文であり、転位陰題文と同様に題目の明示性が薄い。

しかし、これを直ちに題目潜在型真正判断判定文とすることもできない。仁田は、状況陰題文の例として、推量の判断を含む無題文も挙げている。

・(21) 雨が降っているのだから。

(22) どうやら僕が勝ちそうだ。

のような場合である。(21)は、外から聞こえてくるポタポタといった音や窓の下を傘をさして歩いていく人達といった眼前の状況から引き出された判断であり、その眼前の状況を題目とし、それへの解説・説明といった文であると考えられる。同様に(22)も、眼

前に展開する票の伸びといった状況を題目とした解説・説明部分であると考えられる。これらは、推量系の判断のモダリティを存在分化させることによって、現象描写文ではなく、次に述べる判断の判定文に既に移行しているものと思われる。事実、(22)は、現象描写文が通例取ることのない一人称名詞のガ格を共起させてもいる。(三九頁)

一見すれば、(21)(22)は「だろう」「そうだ」の存在からみて前述した「状況推定の文」に近く、主観性現象描写文とも言えそうだが、(21)は「だろう」ではなく「のだろう」となって発話時の状況を題目として推量しており、(22)の「どうやら～そうだ」も現況をもとに未来の状況を推量し、しかも推量の要素が明示的である。それらを主観性現象描写文と厳格に区別することは難しいが、モダリティの明示をもって本稿では判断判定文の領域と見なし、現況なくしては表現し得ないという点から「客観性判断判定文」とする。

四・四、当然の文

次の例文も、仁田に指摘があるものである。

・(23) 私は日本人だ。

(24) 二たす二は四です。

の文のように、充分明確であり、既に確固たる知識として有していることによって、実際には、発話時にそうであるか否かの推し量りの作用を必要としないものも、本章では、判断判定文とあるとする。それは、判定を下すということの中には、明白に成り立っていることとして承認を与え追認する、といった働きも含まれている、といった立場を取るからである。(四二頁)

「発話時にそうであるか否かの推し量りの作用を必要としないもの」であれば、ハ構文であっても、そこに存在する発話者の主観性の濃度は、真正判断判定文と比べると薄くなると考えられる。「承認を与え追認する」という働きは、「判定を下す」作用と比べると、言語活動に伴う発話者の主観性が薄いと考えられる。このように、内容として「充分明確であり、既に確固たる知識として有している」ものを表明する文を本稿では「当然の文」として、客観性判断判定文の一つとする。

五、分類のまとめ

以上、本稿によれば現象描写文から判断判定文までの間に存在する文のタイプは、次のようにまとめられる。

〈真正現象描写文〉

- ・仁田義雄の分類で現象描写文とされたもののうち、左記の〈主観性現象描写文〉に当てはまらない文で、もつとも客観性が濃い文。

〈主観性現象描写文〉

- ・仁田義雄の分類で現象描写文とされたもののうち、近接未来の文。

- ・仁田義雄の分類で現象描写文とされたもののうち、状況推定の文。

- ・仁田義雄の分類で現象描写文とされたもののうち、「話し手の立場からなされる」ことでモダリティと認められる副詞を含む文。

〈真正判断判定文〉

- ・仁田義雄の分類で判断判定文とされたもののうち、左記の〈題目潜在型真正判断判定文〉〈客観性判断判定文〉に当てはまらない文で、もつとも主観性が濃い文。

〈題目潜在型真正判断判定文〉

- ・仁田義雄の分類で判断判定文とされたもののうち、転位陰題文。

〈客観性判断判定文〉

- ・仁田義雄の分類で判断判定文とされたもののうち、状況陰題文。

- ・仁田義雄の分類で判断判定文とされたもののうち、当然の文であり、内容として「充分明確であり、既に確固たる知識として有している」ものを表明する文。

前述のように現象描写文と判断判定文が不可分のものである以上、上記の文のタイプが便宜的なものであることは否めないことである。また、それらが例文の分析結果に基づく分類であることから、同様の文でも場面・使い方によってはそこから外れることもあることは自覚している。しかし、現象描写文と判断判定文が文のタイプとして象徴的な存在であることは疑いなく、その境界に関する分析は積極的に行われる必要があると考えている。

本稿の成立には、昨年の特別講義で来学された仁田義雄先生との直話が参考になった。仁田先生に対し、心からの感謝を申し上げたい。(本稿の例文に付した番号は、引用文献中のそれではなく、本稿における通し番号であり、それに応じて引用文を改めたところがある。)

〈参考文献〉

小矢野哲夫（一九九七）「擬似モダリテイの副詞について——「まるで」を例として——」『国語論究』6 近

代語の研究』明治書院

蔣 家義（二〇〇八）「認識的モダリテイの再定義——「だろう」と『推量』から見る認識的モダリテイ——」

杏林大学院国際協力研究科『大学院論文集』五

張 惠芳（二〇二二）「自然会話に見られる『でしよう』の『念押し確認用法』」『筑波応用言語学研究』

一九号

仁田 義雄（一九九二）『日本語のモダリテイと人称』ひつじ書

房

野田 尚史（一九九六）『は』と『が』くろしお出版

半藤 英明（二〇〇五）「現代語助詞の分類——関係構成機能の観点から——」『熊本県立大学文学部紀要』

第一一巻